

檜山北部3町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、檜山北部3町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定に基づき、檜山北部3町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針等)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 異様な物を持っている者

(3) 前2号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。

(4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第 10 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第 12 条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事

(4) 前 3 号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した 2 名の委員が署名しなければならない。

(会議録の公開)

第 13 条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

2 前項の公開は、別表に定める方法により行うものとする。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第13条関係）

会議録等を公開する場所		公開する時間
名 称	所 在 地	
大 成 町 役 場	久遠郡大成町字都 4 2 7 番地	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで （閉庁日を除く。）
瀬 棚 町 役 場	瀬棚郡瀬棚町字本町 7 1 9 番地	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで （閉庁日を除く。）
北 檜 山 町 役 場	瀬棚郡北檜山町字徳島 6 3 番地 1	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで （閉庁日を除く。）